

令和4年(行ウ)第513号 行政文書一部不開示決定取消等請求事件

原告 稲垣美穂子

被告 国(処分行政庁 内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当))

事務承継者 内閣府政策統括官(政策調整担当))

答 弁 書

令和5年1月17日


東京地方裁判所民事第2部C b係御中

被告指定代理人

〒102-8225 東京都千代田区九段南一丁目1番15号九段第2合同庁舎

東京法務局訟務部 (送達場所 別紙のとおり)

部 付 安 實 涼 子 

訟 務 官 土 方 智 法 

〒100-8970 東京都千代田区霞が関三丁目1番1号





内閣府遺棄化学兵器処理担当室

参 事 官 大 條 成 太 

参 事 官 山 崎 泰 徳 

参 事 官 補 佐 平 柳 朋 子 

参 事 官 補 佐 花 岡 成 行 

参 事 官 補 佐	簇 生 訓 聖	
主 査	土 屋 祐 輔	
主 査	古 城 勇 人	
主 査	仲 村 慎 一	

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 本件訴えのうち、請求の趣旨第2項に係る部分を却下する
- 2 原告のその余の請求を棄却する
- 3 訴訟費用は原告の負担とする

との判決を求める。

第2 本案前の答弁の理由

行政機関の保有する情報の公開に関する法律3条は、何人も、同法の定めるところにより、行政機関の長に対し、当該行政機関の保有する行政文書の開示を請求することができる旨規定し、同法5条柱書きは、行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に同条各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない旨規定している。

そうすると、本件訴えのうち請求の趣旨第2項に係る部分(以下「本件義務付けの訴え」という。)は、行政事件訴訟法(以下「行訴法」という。)3条6項2号に定めるいわゆる申請型の義務付けの訴えであると解される。

そして、本件義務付けの訴えは、「当該法令に基づく申請又は審査請求を却下し又は棄却する旨の処分又は裁決がされた場合」(行訴法37条の3第1項2号)の類型に該当するところ、かかる訴えについては、当該処分又は裁決が「取り消されるべきものであり、又は無効若しくは不存在である」ときに限り、提起することができる(同号)から、同条の3第3項2号により併合提起された当該処分又は裁決の取消請求又は無効等確認請求が認容されることが訴訟要件となる。したがって、上記取消請求又は無効等確認請求が認容されない場合には、当該義務付けの訴えは、訴訟要件を欠き、不適法なものとして却下される。

そして、追って準備書面で主張するとおり、併合提起された請求の趣旨第1

項に係る請求(以下「本件取消請求」という。)は棄却されるべきものであるから、本件取消請求は認容されない。

よって、本件義務付けの訴えは、行訴法37条の3第1項2号の訴訟要件を欠き、不適法であるから却下されるべきである。

第3 請求の原因に対する認否及び被告の主張

追って準備書面により明らかにする。

以 上

送達場所

住所 東京都千代田区九段南一丁目1番15号
九段第2合同庁舎

東京法務局訟務部

行政訟務部門 土方 宛て

電話 03-5213-1296

-1298

-1397

-1398

-1403

FAX 03-3515-7307